令和９年度　泉南市
保育施設等入園の御案内

申し込むでござる！！！

必ず全部読んで
ほしいでござる！！！



泉南市マスコットキャラクター
「泉南熊寺郎（せんなんくまじろう）」

【入園手続等のお問い合わせ先】

泉南市健康子ども部保育子ども課

（電話）０７２－４８３－３４７１　直通

《入園申込みについて》

保育園・小規模保育事業所・認定こども園（保育部分）は、保護者が労働に従事している等、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもを保護者にかわって保育するための施設です。したがって、単に**子育てが大変、集団生活に慣れさせたい等**の理由での保育施設等への入園はできません。

幼稚園・認定こども園（１号認定:教育部分）への入園とは異なりますので御留意ください。

★家庭の状況や施設の空き状況等により入園できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

《保育の必要性の認定について》

保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所を利用する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。

【3つの認定区分】

年齢	保育の必要性	認 定 区 分		保育必要量	利用施設
3歳以上の場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設等での保育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3歳未満の場合		3号認定			保育園 認定こども園 小規模保育事業所

１．保育を必要とする事由（保育認定の要件）　次のいずれかに該当することが必要です。

① 就労　1か月に64時間以上（概ね週4日以上かつ1日4時間以上）
② 妊娠・出産
③ 保護者の疾病・障害
④ 同居親族等の介護・看護　常時（概ね週4日以上かつ1日4時間以上）
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動（起業準備含む）　1か月に64時間以上（概ね週4日以上かつ1日4時間以上の就労の求職をすること。）
⑦ 就学　概ね週4日以上かつ1日4時間以上
⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している場合　※本要件での新規入園はできません。
⑩ その他、上記に類する状態として市長が認める場合

２．区分（保育必要量）

●就労の場合

①就労時間月120時間以上・・・・・・・・・・・**「保育標準時間」**（11時間保育）

就労時間月64時間以上月120時間未満　・・・**「保育短時間」**（8時間保育）

●就労以外の場合

②⑤⑧・・・・**「保育標準時間」**

※②については、実際の保育時間は園によって異なります。

⑥⑨・・・・・**「保育短時間」**

③④⑦・・・・保育を必要とする時間に応じて決定します。

※認定区分（保育必要量）の変更は、変更申請日の属する月の翌月からとなります。（変更申請書の提出が必要です）

３．優先利用要件

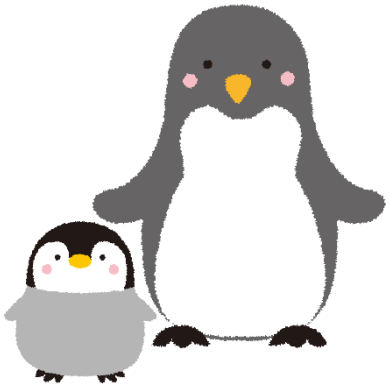
以下に該当する場合、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

① ひとり親家庭
② 生活保護世帯又は生計維持者の失業（就労促進による自立支援）
③ 虐待やＤＶのおそれがある場合等、社会的養護が必要な場合
④ 子どもが障害を有する場合
⑤ 育児休業明け
⑥ きょうだいが既に入園している施設を希望する場合
⑦ 小規模保育事業の卒園児
⑧ 父又は母が重度の障害を有しており、かつ、他に子どもを保育する者がいない場合
⑨ 市内の保育施設からの転園希望
⑩ 父又は母が保育士資格を有しており、かつ、２号認定及び3号認定児を受け入れる特定教育・保育施設において、常勤又は常勤に準ずる者として、就労（内定を含む）している場合
⑪ その他優先利用が必要と市長が認める場合

《入園年齢の数え方》

年度当初の入園・年度途中の入園にかかわらず、その年度の４月１日時点の年齢で入園歳児が決定します。

生年月日	歳児
令和３年４月２日～令和４年４月１日	５
令和４年４月２日～令和５年４月１日	４
令和５年４月２日～令和６年４月１日	３
令和６年４月２日～令和７年４月１日	２
令和７年４月２日～令和８年４月１日	１
令和８年４月２日～	０



《保育園、認定こども園一覧》

	保育施設名 (令和８年度定員)	住　所 電話番号	保育時間 平　日	 土曜日
公立	なるにっこ 認定こども園 （１６０名）	信達市場1946番地 ４８２－５６６０	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00	通常保育時間 8:30～11:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00
私立	認定こども園 信達こども園 （１４０名）	信達牧野425番地の1 ４８３－４６４２	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～18:30	 全開設時間(延長保育含む) 7:00～18:00
	認定こども園 たるいこども園 （１４０名）	樽井6丁目9番10号 ４８２－００７４	通常保育時間 8:30～17:00 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00	 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00
	認定こども園 西信達くねあ （１０５名）	岡田5丁目23番11号 ４８３－２４４４	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～18:30	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～18:00
	認定こども園 ココアンジュ新家 （１４０名）	新家938番地の1 ４８４－０１９０	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間 7:30～18:30	通常保育時間 9:00～13:00 全開設時間 7:30～17:00
	認定こども園 浜風こども園 （１２０名）	男里７丁目９番15号 ４８４－２６６０	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00
	認定こども園 砂川幼稚園 （１００名） ※２号認定のみ	信達大苗代1138番地 ４８３－１２２１	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間 7:30～18:30	 全開設時間(延長保育含む) 7:30～18:30
	ニチイキッズ 泉南保育園 （110名）	樽井8丁目7番5号 ４８３－４０４１	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間(延長保育含む) 7:00～19:00

※延長保育料発生時間は、保育必要時間に応じて異なります。また、延長保育料は、各施設により異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

※認定こども園の定員は、1号認定（教育標準時間）の定員を除きます。
（定員数は変更になる場合があります）

※認定こども園砂川幼稚園は、3歳児～5歳児が入園できます。

《小規模保育事業所一覧》

	保育施設名 (令和8年度定員)	住　所 電話番号	保育時間 平　日	保育時間 土曜日
小規模保育事業A型	西信達保育園Picco （１２名）	岡田5丁目25番2号 ４８３－２４４０	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間 7:00～18:00	通常保育時間 8:30～16:30 全開設時間 7:00～18:00
	りとる愛らんど （１２名）	樽井3丁目37番3号 ４８０－６５５５		

※小規模保育事業所は、0歳児～2歳児が入園できます。3歳児以上は入園できません。
※定員数は変更になる場合があります。
・小規模保育事業A型：利用定員が６名～１９名で、保育従事者が全員保育士の配置(その他の基準は保育施設と同等)

《受付期間・場所》

【年度当初（4月）の入園申込み】

対象児　　令和３年4月2日～令和８年11月30日生まれの子ども（住民登録のある方）
※令和８年12月1日以降生まれの子どもについては保育子ども課へお問い合わせください。

受付期間　**令和８年11月16日（月）～令和８年11月30日（月）**

※土日祝は除く　11月29日（日）は休日開庁します。

受付時間　《保育子ども課》　平日　9:00～16:00

11月29日(日)　9:00～16:00

受付時間は通常の窓口時間とは異なりますのでご注意ください

※入園の決定は先着順ではありません。
※期間内に提出していただけなかった場合、期間外受付となり期間内に受付した方が優先となりますので御注意ください。二次締切は１２月末、最終締切は１月末となります。希望園の変更についても、各締切日での対応となります。
※受入れ年齢が異なる施設があるため、希望施設に申込みできない場合があります。

受付場所　**新規申込み・転園申込みの方は必ず保育子ども課へ提出をお願いします。**
※継続児は、各施設へ提出をお願いします。（きょうだい新規申込みを除く）
※郵送不可

【年度途中（5月～2月）の入園申込み】　※泉南市では3月入園は行っておりません。

対象児　　入園希望月に泉南市に住民登録（住民票）があり、出生後５７日を迎える子どもから小学校就学前までの子ども　（出生前の申込みはできません。）
※受入れ年齢が異なる施設があるため、希望施設に申込みできない場合があります。

受付期間　保育認定要件を満たす入園希望月の3か月前から前月15日まで（土日祝の場合は前開庁日）※利用調整は保育認定要件を満たす希望月から行います。

受付場所　保育子ども課　　平日　9:00～17:30　　**※郵送不可**

※入園申込み時に、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）の提示が必要です。

《申込みから入園までの流れ》

【年度当初（4月）の入園の流れ】

申込み締切日	利用調整	保留通知	決定通知
１１月末	１２月中旬～１月上旬	１月中旬	２月上旬
１２月末	１月上旬～１月中旬	１月中旬	２月上旬
１月末	２月上旬～２月中旬	２月中旬	２月中旬

※通知時期については変更になる場合があります。

決定通知送付後、各施設から面談や新入児健診等の案内があります。

【年度途中（5月～2月）の入園の流れ】

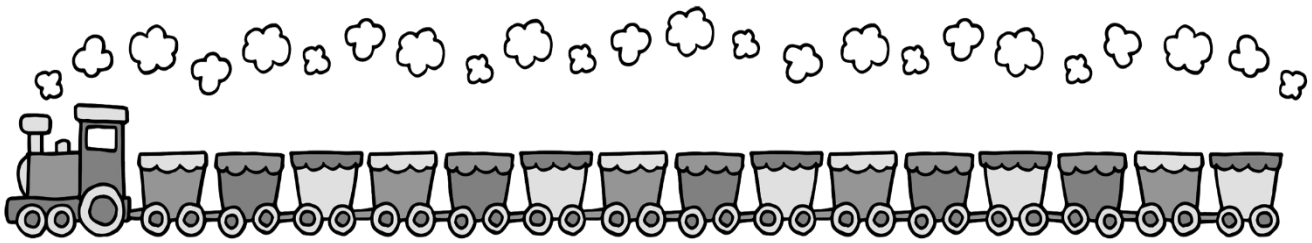
毎月１６日（土日祝の場合は翌開庁日）に空きのある施設のみ利用調整を行います。
入園が決定した場合は、２０日頃までに保育子ども課から電話で連絡します。その後、各施設との面談等があります。決定通知は２５日前後に郵送します。
入園できなかった場合は、２０日頃に保留通知（原則1回のみ）を郵送します。保育認定要件を満たす場合は一度の申込みで年度内は空きがある月のみ利用調整を行います。

利用調整…入園申込み数に対して保育施設等の空きが少ない場合に、保育を必要とする事由、優先利用要件等を点数化し、点数の高い方から入園決定するものです。
※入園選考基準表は市のウェブサイトに掲載しています。

保留通知…利用調整の結果、希望施設に入園できなかった方に「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」「施設利用保留通知書」を送付します。
（※保留通知は初回のみの送付となります。）

決定通知…入園が決定された方に「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」「利用承諾兼利用者負担額決定通知書」「副食費免除通知書」等の通知書を送付します。

※年度内に複数回申請された場合は、直近の申請のみ有効となります。
※申込み中に市外へ転出された場合は辞退とみなします。



《入園申込み提出書類》

保育施設等への入園申込みにあたっては、年度当初の入園・年度途中の入園にかかわらず、次の書類を御提出ください。

1．施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

2．入園申込書（兼児童台帳）

3．父母・同居の祖父母（65歳未満）の証明書類

	保育を必要とする事由	必　要　書　類	説　　明
□	就労（居宅外労働）	○就労証明書（65歳以上不要） ※派遣の場合は派遣元の証明したもの	・育児休業からの復帰の場合、就労証明書は育児休業の期間を明記したもので、入園後1か月以内の復帰であることがわかるものが必要です。 ※育児休業の方は入園後1か月以内に必ず復帰してください。
	就労（自営）	○就労証明書（65歳以上不要） ○自営の証明書類の写し（確定申告書・営業許可証・開業届等） ○一週間のスケジュール表	
	就労（内職）	○就労証明書または内職証明書 ○一週間のスケジュール表	
□	妊娠・出産	○母子健康手帳（親子健康手帳）の写し	・分娩予定日が記載されたページが必要です。
□	保護者の疾病・障害	○診断書（原本）または障害者手帳等の写し ○申立書（状況等詳細を記載）	・診断書は保育の必要性が認定できる内容を記載のもので原本が必要です。 ・手帳の写しは等級が記載された部分が必要です。
□	同居親族等の介護・看護	○介護（看護）状況申告書 ○診断書（原本）または介護保険被保険者証等（写し）	・診断書は介護・看護対象者名義のもので原本が必要です。 ・介護保険者証の写しは介護区分が記載された部分が必要です。
□	災害復旧	○り災証明書	・り災物件所在地の市町村で発行されたものが必要です。
□	求職活動	○求職活動申告書	・入園後3か月間は、求職活動申告書の提出が必要です。
□	就学	○在学証明書または学生証の写し ○時間割等	・就学予定の場合、合格通知書等の写しが必要です。
□	育児休業取得中に既に保育を利用している場合	○就労証明書	・育児休業期間を含めた雇用状況の記載が必要です。

※上記以外の場合やその他の状況の御家庭は、保育子ども課にお問い合わせください。

4．子どもの健康状態等確認票

※入園申込み提出書類に不備がある場合は、利用調整時に減点されます。（同居の祖父母の証明書類は提出しなくても入園の申込みはできますが、利用調整時に減点されます。）

※令和8年1月2日以降に泉南市へ転入された方について、場合により利用者負担額決定に必要な書類の提出を求めることがあります。

《新規入園時の保育時間》

新たに入園された場合、子どもによっては新しい環境に慣れるまでに時間がかかることがあります。

子どもの慣れ具合によってはある程度の期間、時間短縮保育の御協力をお願いすることがあります。期間、時間等につきましては、入園する保育施設等と調整していただきます。

《入園期間》

小学校就学始期に達するまでの期間で、保育が必要と認められる期間となります。

年度を越えて入園を希望される場合、継続入園となり毎年度に関係書類の提出が必要となります（就労の状況や家庭の状況に前年度と変更等がないかを確認させていただくため）。

年度末までの期間で入園承諾された場合でも、就労の状況や家庭の状況により、入園承諾期間が途中で変更となる場合がありますので御了承ください。

保育を必要とする事由	入　園　期　間
就労	雇用期間（最長年度末まで） ※育休復帰の場合は復帰予定日の属する月の初日から入園できます。（ただし、入園当初は復帰の確認が行えないため、２か月とさせていただきます。復帰確認後最長年度末までの期間に変更いたします。）
妊娠・出産	出産予定月を間にはさみ最長4か月間
保護者の疾病・障害	治癒見込の期間に相当する期間（最長年度末まで）
同居親族等の介護・看護	治療又は介護の見込期間に相当する期間（最長年度末まで）
災害復旧	り災証明書内容の期間（最長年度末まで）
求職活動	原則3か月 ※就労証明書等を御提出いただける場合は引き続き入園が可能です。3か月以内に就職ができなかった場合は退園となり、原則入園期間の延長は行いません。ただし、3か月間の求職活動状況の分かるもの（ハローワークの求人票や不採用通知、面接案内通知、応募企業の詳細、面接日時、担当者等の情報）を提出していただき、積極的に求職活動をしている場合については御相談に応じます。
就学	学生証に記載の就学期間（最長年度末まで）

《利用者負担額について》

１．利用者負担額の決定・切替えについて

入園の承諾を受けた保護者は、泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成26年泉南市条例第21号）で定める利用者負担額を納付していただかなければなりません。

利用者負担額は、子どもと生計を共にしている扶養義務者（父・母・祖父母等）全員の市町村民税所得割課税額に基づいて決定します。

※令和９年度利用者負担額については、４月～８月分は前年度（令和８年度）市町村民税所得割課税額、９月～３月分は当年度（令和９年度）市町村民税所得割課税額で決定します。

※父母のみの収入により生計が成り立つと判断できる場合は、父母以外の扶養義務者の税額は合算しません。父母が非課税の場合は、同居の祖父母のいずれか収入の多い方（家計の主宰者とみなされる方）で決定します。

※年度途中で２歳児クラスの子どもが３歳になった場合、認定区分は変更となりますが、利用者負担額は年度末まで２歳児の利用者負担額となります。

※市町村民税の未申告により、税情報の確認ができない場合、階層区分が最高になりますので、速やかに市・府民税申告を行い、保育子ども課まで御連絡ください。

◎毎年９月が利用者負担額の切替え時期となります

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税所得割課税額に基づく利用者負担額					当年度の市町村民税所得割課税額に基づく利用者負担額						

２．利用者負担額の納付方法

保育園・公立認定こども園は、市で徴収します。利用者負担額の納付方法は、原則口座振替（自動振込）となります。振替日は毎月末日（土日祝の場合は翌営業日）です。

私立認定こども園・小規模保育事業所は、各施設で徴収しますので納付方法等については、各施設へお問い合わせください。

３．利用者負担額の減免

入園している子どもが疾病（病気・ケガ）等のため連続で15日以上休園した場合、期間に応じて、半額又は全額減免が適用されます。ただし、申請には診断書（原本）の添付が必要です。

また、生活が前年に比べて著しく困窮している家庭については、一定の条件を満たした場合は、現在の収入等で利用者負担額を決定する減免が適用される場合がありますので、御相談ください。（申請には直近３か月分の給与明細、解雇通知等の根拠書類が必要です。）

４．利用者負担額の無償化について

令和元年10月１日から、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯に属する０歳児～２歳児の利用者負担額が無償化されています。

なお、利用者負担額が無償の場合でも３歳児～５歳児については、副食費（おかず・おやつ代）をお支払いいただくことになります。詳細はこのあとの《副食費について》をお読みください。

《多子軽減について》

令和5年4月から、子育て支援及び少子化対策の一つとして、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、第2子の利用者負担額を現行の国基準の半額から、泉南市独自策として無償になりました。ただし、無償化の対象となるためには一定の条件を満たす必要があります。

「施設」に入園している小学校就学前の子どもが、同一世帯に2人以上いる場合、第1子が「施設」に入園し、第2子が「認可施設」に入園していると、2人目以降の利用者負担額が無償となります。

※「施設」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育等)、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援、企業主導型保育園をいいます。

※「認可施設」とは、児童福祉法等に基づき国や自治体の認可を受けて運営されている施設であり、主に保育所、認定こども園（保育認定部分）、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育等）。これらは設備や職員配置、運営基準などについて国の定める基準を満たし、自治体から正式に認可を受けた施設です。

また、「市町村民税所得割額の合算額が**57,700円未満**の世帯」と「市町村民税所得割額の合算額が**77,101円未満**のひとり親世帯・障害児（者）のいる世帯」は「生計を一にする」きょうだいの年齢にかかわらず、第2子以降の認可施設の利用者負担額は無償となります。

※「生計を一にする」には、就学や療養等で都合上別居しているものの、常に生活費、医療費、学資金等が同じ家計から支出されている場合を含みます(別途書類が必要です。)。

※障害児（者）を有する世帯の場合、障害者手帳の写し等の提出が必要です。

《副食費について》

３歳児～５歳児の副食費（おかず・おやつ代）については、各施設による実費徴収となります。金額については、各施設によって違いますので直接施設にお問い合わせください（なるにっこ認定こども園の副食費は泉南市で徴収します。）。

ただし、下記の場合は副食費が免除されます。

① 年収360万円未満相当の世帯（ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯は市町村民税所得割額が77,101円未満、それ以外の世帯は市町村民税所得割額57,700円未満）

② 年収360万円相当以上の世帯の第3子以降（多子カウントについては小学校就学前まで）

※0歳児～2歳児については、利用者負担額に含まれます。

《諸経費について》

保育施設等で生活する中で必要となる諸経費（制服代、用品代、絵本代、保護者会費など）については無償化の対象とならないため、お持ちいただいたり、購入していただいたりする場合があります。諸経費は施設によって異なりますので、詳細は入園する保育施設等にお問い合わせください。

《退園する場合》

引越しや諸事情により保育施設等を退園される場合、保育施設等と保育子ども課に御連絡の上、保育施設等又は保育子ども課にある『退園届』を御提出ください。次に入園される方がいる場合がありますので、退園が決まられたら退園届の提出はなるべく早めにお願いします。退園届を御提出いただけない場合、退園の手続が完了しておりませんので登園されていなくても利用者負担額等が発生します。御注意ください。

また、泉南市外に転出し、引き続き通いたい場合は転出先の保育施設担当課へ御相談ください。

※退園届を提出した後は、在籍施設にほかの方が決定することがあります。退園を取下げしても在籍施設には通えないことがありますので御注意ください。

《転園したい場合》

1．泉南市内での転園を御希望の場合、新規入園として再度申込みをしてください。

※新年度（４月）に転園を御希望の場合、継続の申込みをせずに市役所に《新規》として申込みをしてください。このとき、必ず現在在籍している施設を御記入ください。希望施設に入園できない場合のみ、在籍施設に継続入園が可能です。

※年度途中（５月～２月）での転園を御希望の場合、希望施設に空きがある月は利用調整を行います。空きがない場合は在籍施設に引き続き通っていただくことになります。

※転園が決定した場合、元の施設にはほかの方が決定することがあります。転園を辞退すると元の施設には通えないことがありますので御注意ください。

2．転園が決まった場合、速やかに在籍施設又は保育子ども課に『退園届』を御提出ください。

《申込み時点で泉南市に未転入の場合》

未転入であっても申込みは可能（締切日までに申請は必須）ですが、入園決定月の前月末までに転入が確認できない場合は、入園を取り消すことがありますので、必ず前月末までに転入してください。

前住所で保育認定を受け、認可施設へ通われている場合、支給認定及び入園決定等の通知（写し）があれば審査時に加点の対象となることがあります。

なお、転入届を出された際は、必ず保育子ども課にお立ち寄りください。

《認可外保育施設を利用の場合》

お住いの市町村において、保育認定を受け、認可外保育施設等を利用されている場合、支給認定等の保育認定を受けていることがわかる通知（写し）と認可外保育施設等の利用証明の提出があれば、審査時に加点となる場合があります。

《御注意いただきたいこと》

次の状況や申込み時と子どもの家庭の状況が変更になった場合等には、入園前後にかかわらず、必ず、至急御連絡をお願いします。

1．就労していた父・母が仕事を辞めた場合

→速やかに保育施設等又は保育子ども課まで御連絡ください。場合によっては退園していただくこともあります。

2．就労している父・母の就労条件が変わる、転職する場合

→速やかに新しい就労証明書等を保育施設等又は保育子ども課に御提出ください。

3．母の妊娠がわかった場合

→母子手帳の分娩予定日記載ページのコピーを保育施設等又は保育子ども課に御提出ください。保育認定要件が妊娠・出産に変わり、入園期間も変更になります。退職された場合は、妊娠・出産による入園期間終了後、退園していただくこともあります。

4．父・母が育児休業を取得し、引き続き入園を希望する場合

→事業主が証明した「就労証明書」（育児休業期間の記載されたもの）を保育施設等又は保育子ども課に御提出ください。育児休業対象児が１歳に達する日の属する年度末までが入園期間となります。

5．住所・世帯等の変更があった場合

→住民異動届出（住所変更・世帯変更等）や戸籍届出（婚姻・離婚等）を市民課で届出された後、保育子ども課にお立ち寄りいただき、変更手続を行ってください。
利用者負担額が変更される場合がありますので必ず御連絡ください。
利用者負担額は申出があった日の翌月から変更となります。
住民票は実際に居住している場所に適正に届出してください。実態が伴わないことが判明した場合、利用者負担額や入園期間を変更させていただくことがあります。

泉南市ウェブサイトに御案内や申請書ダウンロードのページがあります。

令和９年度保育施設等入園の御案内

令和９年度保育施設等入園に係る申請書ダウンロード

利用者負担額（保育料）について

泉南市内の保育施設
※泉南市保育施設ガイドがあります。